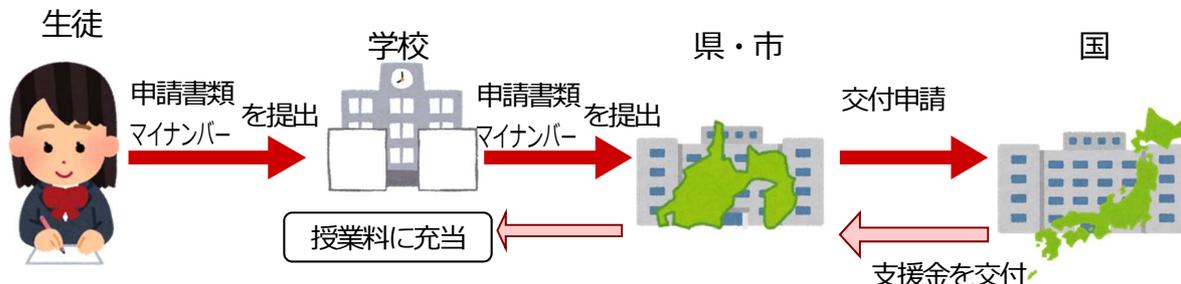


# 高等学校等就学支援金 <公立高校へ通う生徒及び保護者のみなさま>

～マイナンバーを使つての申請にご協力ください～

## ◎ 「高等学校等就学支援金」とは

返済の必要のない支援金です。生徒や保護者に代わり県が受け取って、授業料（例：全日制課程 月額 9,900 円・年額 11 万 8,800 円）に充てます。（およそ 8 割の世帯が対象。）



## ◎ 判定基準

令和2年 6月まで	保護者等の市町村民税所得割と道府県民税所得割の合算額	
	50万7,000円未満の場合	50万7,000円以上の場合
令和2年 7月から	保護者等の市町村民税の課税標準額 × 6% — 調整控除の額 ※指定都市(静岡市、浜松市等)の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じる	
	30万4,200円未満の場合	30万4,200円以上の場合
授業料の 取扱い	申請をして認定されれば、 授業料はいただきません。	授業料をお支払い いただきます。

○ 市町村民税の「課税標準額」及び「調整控除の額（市町村によっては「税額控除額）」の確認方法  
課税証明書等で確認することができる場合もありますが、市町村によっては記載されていない場合があります。その際は、政府が運営するオンラインサービスの「マイナポータル」を活用して、課税標準額等を確認することができます。

○ 対象となる年収の目安は

家族構成が父・母・高校生(16歳以上)1人・中学生1人で保護者のうちどちらか一方のみが働いている世帯の場合で、年収910万円程度未満です。

（あくまで目安であり、被扶養者の人数や各種控除等によって変わります。）

※ 支給対象となる・ならないにかかわらず、申請書は全員提出する必要があります。

※ 令和2年6月現在。今後制度が改正される場合があります。



### <ここが変わります！ ～なぜマイナンバーを使うの？～ >

○令和2年7月から、市区町村所定の課税証明書等だけでは判定できない場合が多数となるため、県教育委員会がマイナンバーを使って課税情報の確認を行います。

（就学支援金の受給認定に関し、市町村民税の課税情報を確認する以外の目的では使用しません。）

○一度マイナンバーカードの写し等(通知カード可の場合があります！)を提出していただければ、**次回以降再度マイナンバーカードの写し等を提出いただく必要はなく、手続きが簡素化**されます。また、その場合、**今までのように課税証明書等を提出していただく必要もありません。**

## ◎ 「高等学校等就学支援金」により充当される授業料の金額

課程	年額 (令和2年度)
全日制	118,800 円
定時制 (学年制)	32,400 円
定時制 (単位制)	1,740 円 × 単位数 (例: 30 単位履修で 52,200 円)
通信制	336 円 × 単位数 (例: 30 単位履修で 10,080 円)